令和5年4月1日 規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、にかほ市風力発電事業と生活環境等との調和に関する条例(令和4年にか ほ市条例第27号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(適用事業)

- 第3条 条例第3条の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。
  - (1) 本市の陸域以外の区域に設置される風力発電施設により行われる事業
  - (2) 定格出力が10kW未満の風力発電施設(ブレードを含む高さが10mを超えるものを除く。)により行われる事業

(事業者による提案の方法)

第4条 条例第6条の規定による提案は、風力発電事業活用提案書(様式第1号)により行うものとする。

(区域の指定)

第5条 条例第8条第2項の規定による事業を禁止する区域及び条例第9条第2項の規定による 事業の実施に当たり調整が必要な区域を指定する場合は、その区域を公表するとともに、市広 報及び市ホームページに掲載して周知するものとする。

(調整エリア及び導入可能性エリアに係る留意事項)

- 第6条 条例第9条第1項の規則で定める措置は、にかほ市風力発電に係るゾーニング報告書の 巻末資料9導入可能性エリア個票において定められた留意事項に掲げる措置とする。
- 2 条例第10条の規則で定める措置は、にかほ市風力発電に係るゾーニング報告書の巻末資料 9 調整エリア個票において定められた留意事項に掲げる措置とする。

(事業実施の届出)

- 第7条 条例第12条第1項の規定による届出は、風力発電事業の実施に係る計画書(様式第2号)により行うものとする。
- 2 条例第12条第1項第4号の説明会の対象範囲は、新設等を行う風力発電施設 (附属設備を除く。) の中心から半径1km以内に所在する地域住民等とする。
- 3 条例第12条第3項の規定による届出は、風力発電事業の変更に係る届出書(様式第3号) により行うものとする。

(工事着手等に係る届出)

第8条 条例第13条の規定による届出は、風力発電事業に係る工事(着手・中止・再開・完 了)届出書(様式第4号)により行うものとする。

(身分を示す証明書)

第9条 条例第14条第2項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書(様式第5号)のとおりとする。

(事業の承継に係る届出)

第10条 条例第15条の規定による届出は、事業者地位承継届出書(様式第6号)により行う ものとする。

(標識の記載項目)

- 第11条 条例第16条の規則で定める項目は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 発電設備の区分(「風力発電設備」と記載すること。)
  - (2) 発電設備の名称
  - (3) 設置 I D
  - (4) 発電設備の設置場所
  - (5) 発電設備の出力
  - (6) 認定事業者名
  - (7) 保守点検責任者名(法人の場合の代表者氏名については、任意とする。)
  - (8) 連絡先(設備の事故等緊急の事態が生じた場合に、緊急時対応について責任を有する者の連絡先を記載すること。)
  - (9) 運転開始年月日

(維持管理等に関する報告)

第12条 条例第17条第1項の規定による報告は、風力発電施設の維持管理等に係る報告書(様式第7号)により行うものとする。

(事業終了後の除却に係る届出)

第13条 条例第18条の規定による届出は、風力発電施設の除却に係る届出書(様式第8号)により行うものとする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。